

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 とくしま動物園	
許 認 可 等 名	とくしま動物園の入園料等の減免	
根 拠 法 令	とくしま動物園条例	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	(電話 636 - 3215)	
審 査 基 準	基 準	<p>とくしま動物園入園料及び駐車場の減免取扱い基準で定めている減免理由は以下のとおり。</p> <p>(1) 義務教育諸学校及び高等学校が主催する教育課程に基づく遠足等の教育活動</p> <p>(2) 教育委員会が主催する行事等で、動物を介した社会教育活動の推進に寄与するために入園する場合</p> <p>(3) 保育所及びその他児童福祉施設が主催する遠足等</p> <p>(4) 無認可の保育施設等が主催する遠足等</p> <p>(5) 障害者が身体障害者手帳、知的障害者療育手帳、又は精神障害者保険福祉手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)を提示する場合</p> <p>(6) 身体障害者手帳等の交付基準に該当するような者を収容している施設が行事で入園する場合</p> <p>(7) 旅行業者が観光客を引率してきた場合</p> <p>(8) 報道・出版関係者がとくしま動物園のPRのために入園する場合</p> <p>(9) 該当するクーポン券の提出があった場合</p> <p>(10) その他市長が特別の事由があると認めるとき</p> <p>とくしま動物園条例施行規則第5条          条例第9条の規定による減免を受けようとする者は、入園料及び駐車場の使用料にあつてはとくしま動物園入園料及び駐車場使用料減免申請書を、売店等使用料にあつてはとくしま動物園売店等使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 11日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)